

京都市告示第 407 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成22年1月21日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
わだアイクリニック	中京区米屋町384番地 河原町くらもとビル3F	平成22年1月1日
社団法人信和会 田中診療所	左京区田中玄京町106番地の2	平成21年12月1日
矢間酒井診療所	右京区嵯峨天龍寺龍門町18番地の1	平成21年12月1日
あきた歯科クリニック	右京区常盤仲之町3番地の26 i. House 02 1階	平成21年12月1日
クオール薬局山科店	山科区安朱南屋敷町28番地の6 レーベン早川ビル1F	平成22年1月1日
クオール薬局北白川店	左京区北白川大堂町1番地の2	平成21年10月1日
平塚薬局岩倉	左京区岩倉三宅町15番地の2	平成21年11月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
イムノファーマシーかどの三条薬局	右京区山ノ内北ノ口町19番地 12号	平成22年1月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)